

## 第3節 自然公園

### 1 自然公園の指定状況

●表2 3 16 自然公園一覧

(単位：a)

公園名	面 積						指定年月日	
	特別保護 地区	特 別 地 域				普通地域		合 計
		第1種	第2種	第3種	計			
瀬戸内海 国立公園		2	680	199	881	657	1,538	昭和25年5月18日
小 計		2	680	199	881	657	1,538	
剣山国定公園		1,240	3,218	11,522	15,980	2,196	18,176	昭和39年3月3日
室戸阿南海岸 国定公園	92	64	1,491	2,088	3,643	5	3,740	昭和39年6月1日
(阿波大島海中 公園地区)	(15.5)							昭和46年1月22日
(阿波竹ヶ島海中 公園地区)	(9.9)							昭和47年10月16日
小 計	92	1,304	4,709	13,610	19,623	2,201	21,916	
箆 県立自然公園						1,183	1,183	昭和42年1月1日
土柱高越 県立自然公園						1,586	1,586	〃
大 麻 山 県立自然公園						1,309	1,309	〃
東 山 溪 県立自然公園						3,724	3,724	〃
中 部 山 溪 県立自然公園						5,681	5,681	〃
奥宮川内谷 県立自然公園						1,325	1,325	〃
小 計						14,808	14,808	
合 計	92	1,306	5,389	13,809	20,504	17,666	38,262	

### 2 自然公園区域及び公園計画の再検討

自然公園法によって定められる公園計画は、それぞれの公園の特性に応じて、いかにして風景の保護を図り、その公園としての資質を保全するか、また、自然休養レクリエーションの場として、適正な利用を図ることについて定める計画であり、公園の管理、運営、施設整備の基本をなすものです。

近年、自然公園をとりまく社会情勢は著しく変化してきており、現行の公園計画では、対応しきれない場合もあるため国においては、公園計画の再検討を進めるべく昭和48年に「国立公園計画の再検討要領」を定めました。

再検討の基本方針として

ア 5年ごとに再検討を行うこととし、この間は原則として公園計画の変更は行わない。

イ 公園区域は、区域線の明確化を図るために必要な場合等特別な事情のある場合を除き変更しない。特に開発を目的とする区域の削除は原則として行わない。

- ウ 保護計画は、景観の質の再評価を行い、現行の保護地種区分を保護強化の方向で再検討する。
- エ 管理の適正化を図るため、各地区毎に保護対策とこれの管理方針を明らかにする。
- オ 地種区分境界線を明確化する。
- カ 計画利用は、自然景観の質に対応し、良質な利用を促進するという観点から現計画を再検討する。
- キ 特に優れた景観地では、適正な利用と一帯の景観の保全を図るため、実情に応じ利用の規制についての方策を検討する。

とされています。

本県の自然公園においても指定後相当な年月がたっていますが、自然保護に対する関心は年々高まっており、公園内の自然の価値がますます重視されるようになるとともに、公園利用の面においても交通網の整備が進むにつれて公園利用者は、指定当時から大幅に増加しています。

このような状況において、将来世代も公園の豊かな自然が享受できるよう、景観及び生物多様性の観点から再評価し、保全のための規制を適正に行うとともに、必要最小限の利用のための施設整備を行う必要があり公園計画の見直しを順次行っています。

各公園における見直しの状況は次のとおりです。

(1) 瀬戸内海国立公園

昭和32年及び45年に保護及び利用計画が決定され、その後全面的に見直しは行われていませんでしたが、平成2年度に再検討作業を終了し、公園計画が変更されました。

(2) 剣山国定公園

昭和61年度に再検討を終了し、公園計画が変更されました。またその後の状況変化に対応するため、平成5年度にも公園計画が変更されました。

(3) 室戸阿南海岸国定公園

平成9年度に再検討を終了し、公園計画が変更されました。

(4) 県立自然公園

県下の6県立自然公園は、区域指定に止まっています。今後公園計画を策定し、適正な保護及び利用を図る必要があります。

### 3 自然公園の保護管理

(1) 自然公園内における各種行為の規制

自然公園区域内においては、その区域の風致景観を保護するため、自然公園法あるいは徳島県立自然公園条例に基づき各種の行為（工作物の新改増築等、木竹の伐採、土石の採取等）について規制が課せられ、規制の範囲は、自然公園区域内に決定されている特別地域、普通地域によって異なっており、また許可権限者についても国立公園は環境省大臣、国定公園及び県立自然公園は県知事となっています。

なお、国立、国定公園の特別地域内の行為については自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条によって、許可、不許可の判断がなされており、大規模な開発行為（1ha以上の面的広がりをもつ開発行為等）については、事前に環境に及ぼす影響について総合調査を行うこととされています。

平成13年度における自然公園ごとの許可、届出等の件数は、表2-3-17のとおりです。

●表2 3 17自然公園内許可等件数

自然公園別		剣山国定公園	室戸阿南海岸 国定公園	県立自然公園	計
特別地域許可	工作物の新改増築	13	18		31
	土石の採取	1	0		1
	木竹の伐採	0	3		3
	水面の埋立・干拓	0	1		1
	指定植物の採取	2	0		2
普通地域届出	工作物の新改増築	0	0		0
	土地の形状変更	0	0		0
特別地域内協議 普通地域内通知	工作物の新改増築	3	0		3
	木竹の伐採	0			1
非常災害応急処置	工作物の新改増築	0	0		0
条例に基づく届出	工作物の新改増築			1	1
	土石の採取			4	4
	土地の形状変更			2	2
計		19	23	7	49
公園事業認可・執行承認		0	4	0	4

(2) 自然公園等における管理

ア 美化清掃

自然公園における美化清掃は鳴門公園においては、(有)自然公園美化管理財団が国立公園清掃活動負担金(県・市)の助成を受け、清掃活動を行っています。

その他一部市町村においては、清掃管理を助成して施設の巡視清掃を行っています。

イ 施設の管理

自然公園の利用施設については、必要に応じ補修整備を行い適正利用に努めています。

ウ 自然公園監視員及び自然公園巡視員

自然公園等の適切な管理を行うため、昭和48年度から県自然環境保全条例第36条の規定に基づき自然保護監視員を県下に配置し、各農林事務所長の指導監督を受け、自然環境保全に関する監視、指導、情報収集等を行っています。また、平成4年度から自然公園巡視員(2名)を置き、自然公園等の監視を行っています。

平成14年度における監視員の配置状況は表2 3 18のとおりです。

●表2 3 18 自然保護監視員配置状況

(単位:人)

農林事務所	徳島	阿南	日和佐	川島	脇町	池田	合計
監視員配置数	14	11	10	8	12	11	66

(3) 自然保護のための民有地買上地の管理

剣山国定公園内の剣山及び一の森地区の優れた自然環境(シコクシラベ、ツガ等の亜寒帯樹林及びブナ、ミズナラ等の広葉樹林)を保護するため、昭和61年度及び昭和62年度に民有地約222haを県が取得し、さらに平成6年度及び平成7年度にも91haを取得し、以後自然保護監視員の巡視等により適正な管理に努めています。

#### 4 自然とのふれあいのための施設整備

県民の自然とのふれあいを求める欲求は年々高まっており、自然との交流を図る健全な野外活動は、県民生活においてますます重要性を増しておりますが、自然公園の自然や風致景観を損なわないような施設整備が重要となっております。

(1) 平成13年度における自然公園の公園利用施設の整備は次のとおりです。

##### ア 公共事業

国定公園の公園計画に基づき、剣山国定公園の利用施設の整備を、環境省の補助事業である自然公園等整備事業により実施しました。(表2 3 19)

●表2 3 19 平成13年度自然公園等整備事業

公園名	事業概要	事業費(千円)
剣山国定公園	見ノ越駐車場整備	151,000
	剣山縦走線歩道整備、標識整備	15,000
計		166,000

##### イ 県費補助事業

自然環境保全施設整備事業は、自然公園及びこれに準ずる地域における自然環境の保全を図りその適正な利用を促進するとともに、四国いやしのみちづくりを推進するために、市町村等が行う環境保全、施設の整備に要する経費に対し、事業費の2分の1以内の補助金の交付をするものです。(表2 3 20)

●表2 3 20 平成13年度自然公園等利用促進事業

番号	補助対象市町村	補助額(千円)	施設内容
1	徳島市	1,500	中津峰公園整備工事
2	山城町	1,967	野鹿野池歩道整備工事
3	池田町	5,000	祖谷溪展望所修繕工事
4	木屋平村	1,000	剣山登山道歩道整備工事
5	阿波町	5,000	土柱公園遊歩道整備工事
	計	14,467	

#### 5 剣山特殊植物等保全事業の推進

剣山の山頂には、かつて、ミヤマクマザサやシコクフウロウ等が繁茂していましたが、地質の脆弱性、気候条件の厳しさや、多数の登山者による踏圧によりこれらの植生が後退し、裸地化が進んでおり、この後退している植生を回復するために、平成5年度より環境省の補助事業の特殊植物等保全事業により、3ヶ年計画で総事業費6,900千円をかけて、剣山ミヤマクマザサ等植物群落の植生を回復させるために、頂上付近の約1,000㎡に、播種や植えつけ等の事業を実施しました。また、これにあわせて、環境省の補助事業の自然公園等整備事業により、浸食及び登山者による踏圧からの回避を図る目的で、登山道への木道を設置しました。

## 第4節 野生生物

### 1 本県における野生生物種の現状

本県においては、野生生物種についての総合的な把握が十分ではなく、分布状況についてよく分かっていないのが実状です。

本県に生息する野生生物種数については、既存の資料を分析した結果、県内では維管束植物（シダ植物、裸子植物、被子植物）が3,166種類（変種・品種・帰化植物を含む）、高等菌類（キノコ）が607種前後、海藻が242種、また、脊椎動物が約650種以上、無脊椎動物が約5,000種以上確認されていますが、各種のさらなる調査と分析・把握が必要です。

このような状況の中、絶滅のおそれのある野生生物の保護や、生物多様性の確保のための基礎資料とするため、本県では6年間の調査、検討を経て平成13年に「徳島県の絶滅のおそれのある野生生物」を発刊しました。本書には、脊椎動物151種、無脊椎動物202種、維管束植物814種が掲載されています。（表2-3-21）

●表2-3-21 徳島県版レッドデータブック掲載種数一覧

分類群	カテゴリー	絶滅	絶滅危惧		小計	準絶滅危惧	情報不足	地域個体群	留意	計	対象種
			類	類							
脊椎動物	哺乳類		2	1	3	5		1		9	40
	鳥類		16	24	40	32	2			74	328
	は虫類		1	3	4	4				8	17
	両生類		1	4	5	1				6	17
	淡水・汽水魚類	1	10	6	16	13	4		20	54	171
	小計	1	30	38	68	55	6	1	20	151	573
無脊椎動物	昆虫類	1	34	13	47	33	3	2	8	94	(*)4,000
	その他の無脊椎動物		25	28	53	28	20		7	108	1,366
	小計	1	59	41	100	61	23	2	15	202	5,366
動物計		2	89	79	168	116	29	3	35	353	5,939
維管束植物		30	533	156	689	19	73	3		814	(*)3,500
合計		32	622	235	857	135	102	6	35	1,167	9,439

(\*)掲載種選定時点における概数である。

### 2 鳥獣保護及び狩猟の状況

#### (1) 概況

本県は、328種の鳥類、42種の哺乳類が生息していますが、近年土地の高度利用等により生息環境が変化し、ツキノワグマ等多くの種が減少傾向にあると考えられます。一方で、ニホンジカ等一部の野生鳥獣の地域的な増加に伴い、中山間地域を中心とする農林業被害の拡大といった問題が顕在化しています。

また、平成7年度、吉野川河口が「東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」に参加し、他地域との情報交換を行っていくこととしています。

#### (2) 鳥獣保護区の設定等

鳥獣保護区、同特別保護地区、休猟区及び銃猟禁止区域の設定状況は、表2-3-22～表2-3-25のとおりです。

●表2-3-22 平成13年度県設鳥獣保護区設定状況

事由	設定目的	名称	所在地	面積 ha		存続期間
				保護区	特保地区	
更新	森林鳥獣	月ノ宮	徳島市	315		H13.11.1～H23.10.31
更新	森林鳥獣	高城山	木沢村、木屋平村	615		〃
更新	誘致	石井	石井町	341	21	〃
更新	誘致	南川	鷲敷町	63		〃
		4箇所		1,334	21	

●表2 3 23 鳥獣保護区、同特別保護地区の設(指)定状況

(平成13年度末)

区 分	県設鳥獣保護区 設 定 実 績	同特別保護地区 指 定 実 績	備 考
森 林 鳥 獣	箇 所 数	30	他に国設の大規模生息として、1箇所 8,330ha(うち特別保護地区995ha)
	面 積	10,140ha	
集 団 渡 来	箇 所 数	3	
	面 積	674ha	
集 団 繁 殖	箇 所 数	1	
	面 積	170ha	
誘 致 地 区	箇 所 数	13	
	面 積	3,558ha	
愛 護 地 区	箇 所 数	7	
	面 積	708ha	
計	箇 所 数	54	
	面 積	15,250ha	

●表2 3 24 休猟区の設定状況

(平成13年度末)

年 度	箇 所 数	面 積 (ha)	備 考
11	18	18,998	存続期間3年
12	5	5,150	
13	7	7,381	
計	30	31,529	

●表2 3 25 銃猟禁止区域の設定状況

(平成13年度末)

事 由	箇 所 数	面 積 (ha)	備 考
設 定	20	11,519	存続期間5年
累 計	70	37,261	

(3) 狩猟免許等の交付状況

平成13年度における狩猟免許者数及び狩猟者登録者数は、表2 3 26のとおりです。

ただし、狩猟免許者数については、狩猟免許の有効期間が3年となっているため、3カ年の数値を記載しています。

●表2 3 26 狩猟免許及び狩猟者登録状況

(単位：件)

免許の種類別	狩 猟 免 許 (更新者を含む)				狩 猟 者 登 録		
	11年度	12年度	13年度	累 計	県内者	県外者	計
甲 種	111	358	110	579	403	21	424
乙 種	196	2,054	109	2,359	1,911	231	2,142
丙 種	20	18	2	40	87	1	88
計	327	2,430	221	2,978	2,401	253	2,654

(4) 鳥獣捕獲数の推移

昭和59年度以降の狩猟による鳥獣捕獲数の推移は、表2 3 27のとおりです。

●表2 3 27 鳥獣捕獲数の推移

(単位：羽)

年 度	計	鳥					類										
		ゴ イ サ ギ	キ ジ	ヤ マ ド リ	ウ ズ ラ	コ ジ ユ ケ イ	カ					モ					
							小 計	オ ナ ガ ガ モ	コ ガ モ	ヨ シ ガ モ	マ ガ モ	カ ル ガ モ	ヒ ド リ ガ モ	ハ シ ビ ロ ガ モ	ホ シ ハ ジ ロ	キン クロ ハ ジ ロ	ス ズ ガ モ
59	39,058	211	2,133	1,467	503	3,092	8,896	103	1,962	140	4,132	1,356	1,152	18		4	23
60	46,115	202	2,356	2,751	349	3,854	7,956	94	2,453	241	2,872	1,535	683	24	10	21	15
61	36,076	162	1,938	1,601	207	2,470	7,259	54	2,000	126	3,125	1,353	526	41	2	5	10
62	37,677	117	2,190	1,336	182	2,217	6,439	61	1,781	152	2,539	1,332	533	14	1	4	10
63	29,302	85	2,129	1,073	238	1,908	7,180	76	1,873	89	3,108	1,398	611	29	9	6	1
元	27,819	114	2,818	1,499	329	2,016	5,678	32	1,280	87	2,372	1,388	473	25	9	2	5
2	22,091	225	1,988	880	86	1,611	6,074	41	1,758	113	2,187	1,391	546	21	2	3	3
3	29,174	54	2,182	803	90	1,796	8,074	60	2,037	168	3,116	1,649	963	51	10	8	7
4	27,586	51	2,275	1,094	89	1,780	7,316	155	1,743	220	3,089	1,250	776	36	6	5	31
5	20,032	35	1,834	582	70	1,297	7,231	83	1,791	160	2,840	1,405	880	46	6	9	0
6	25,616	32	1,687	858	64	1,086	6,059	21	1,613	98	2,436	1,246	616	15	7	0	7
7	15,614	60	1,315	376	61	665	6,026	33	1,362	151	2,398	1,329	715	14	3	6	10
8	26,507	25	1,858	1,137	49	852	6,374	25	1,631	39	2,531	1,365	753	19	10	0	0
9	16,444	16	1,444	390	37	604	5,445	23	1,157	102	2,317	1,102	662	43	21	2	12
10	21,829	27	1,228	445	47	566	5,235	14	1,259	98	1,810	1,060	912	36	29	2	14
11	13,017	3	1,024	411	40	302	3,417	8	555	18	1,790	674	361	8	3	0	0
12	12,650	5	799	282	4	245	3,240	12	415	22	2,037	420	300	19	12	0	3
13	8,773	2	670	191	4	169	2,852	5	439	10	1,456	638	301	0	3	0	0

年 度	鳥								類									
	カ モ 類	ウ ミ ア イ サ	バ ン	タ シ ギ	ヤ マ シ ギ	キ ジ バ ト	カ ラ ス 類				ス ズ メ 類			ム ク ド リ	ヒ ヨ ド リ	コ ウ ラ イ キ ジ		
							小 計	ハ シ ブ ト ガ ラ ス	ハ シ ボ ソ ガ ラ ス	ミ ヤ マ ガ ラ ス	小 計	ス ズ メ	ニ ユ ナ イ ス メ					
59	0	6	0	2	331	856	396	10,159	940	423	310	107	10,072	10,064	8	-	-	0
60	0	8	0	1	230	991	395	9,634	1,211	803	317	91	16,185	16,150	35	-	-	0
61	0	17	0	0	218	342	225	6,871	743	442	204	97	14,037	14,010	27	-	-	0
62	5	7	0	2	297	415	206	7,442	832	501	245	86	16,002	15,984	18	-	-	0
63	0	8	2	4	211	210	151	6,324	655	419	141	95	9,064	9,044	20	-	-	0
元	0	5	0	8	189	93	210	6,164	1,013	579	314	120	8,288	8,251	37	-	-	0
2	3	4	2	1	199	518	150	5,141	655	342	189	164	4,523	4,501	22	-	-	0
3	0	5	0	15	211	786	194	5,268	1,000	655	270	75	8,701	8,664	37	-	-	0
4	0	2	3	1	220	572	208	4,993	1,012	691	327	84	7,888	7,808	80	-	-	0
5	0	10	0	0	240	418	164	3,836	840	622	145	73	3,486	3,442	44	-	-	0
6	-	0	-	-	242	244	112	3,573	672	369	195	108	4,680	4,620	40	213	6,094	0
7	-	5	-	-	211	260	86	2,751	603	364	154	85	1,059	1,043	16	117	1,975	49
8	-	1	-	-	286	341	110	3,883	865	514	289	62	3,560	3,520	40	276	6,880	11
9	-	4	-	-	293	354	90	3,098	727	457	221	49	1,889	1,873	16	188	1,867	2
10	-	1	-	-	209	241	97	2,811	590	356	194	40	4,014	3,957	57	96	6,220	3
11	-	0	-	-	180	150	18	2,243	545	427	78	40	2,840	2,828	12	32	1,812	0
12	-	0	-	-	64	143	34	1,948	476	447	29	0	2,193	2,193	0	73	3,144	0
13	-	0	-	-	62	123	25	1,382	361	265	96	0	365	365	0	46	2,521	0

年 度	計	獣										類									
		ク マ	イ ノ シ シ	オ ス ジ カ	メ ス ジ カ	キ ツ ネ	タ ヌ キ	ア ナ グ マ	テ ン	ム サ サ ビ	リ ス	オ ス イ タ チ	ノ ウ サ ギ	ノ ネ コ	ノ イ ヌ	ヌ ー ト リ ア	ミ ン ク	ア ラ イ グ マ	シ マ リ ス	タ イ ワ ン リ ス	ハ ク ビ シ ン
59	5,565	0	687	367	-	1	260	1	20	50	59	330	3,729	25	136	0	-	-	-	-	-
60	4,629	0	833	244	-	1	111	9	40	43	37	32	3,139	11	129	0	-	-	-	-	-
61	5,747	0	768	288	-	2	144	15	52	18	19	194	4,099	22	126	0	-	-	-	-	-
62	4,621	0	1,015	268	-	3	85	12	12	26	19	25	3,009	24	123	0	-	-	-	-	-
63	3,936	0	916	262	-	2	230	7	35	19	13	18	2,325	21	88	0	-	-	-	-	-
元	5,064	0	1,460	427	-	2	321	18	59	12	13	285	2,305	48	114	0	-	-	-	-	-
2	4,311	0	1,095	549	-	2	127	35	25	13	8	19	2,354	3	81	0	-	-	-	-	-
3	4,633	0	1,410	531	-	0	300	10	40	7	14	37	2,155	26	103	0	-	-	-	-	-
4	5,049	0	1,146	488	-	-	376	12	70	12	2	151	2,716	5	71	0	-	-	-	-	-
5	4,233	0	1,223	615	-	-	224	19	36	13	3	38	1,977	7	78	0	-	-	-	-	-
6	4,081	-	1,224	813	-	-	209	28	35	-	-	111	1,548	6	70	2	0	1	0	0	34
7	3,903	-	1,391	761	-	-	183	16	20	-	-	92	1,325	1	73	0	0	0	0	0	11
8	4,356	-	1,902	688	-	-	284	31	51	-	-	88	1,147	10	106	0	0	0	2	0	47
9	3,536	-	1,469	641	-	-	215	10	30	-	-	70	984	8	54	0	0	0	1	0	54
10	4,381	-	2,288	836	-	-	292	30	26	-	-	100	709	2	43	1	0	0	0	0	54
11	3,901	-	2,303	944	-	-	109	0	18	-	-	18	467	1	22	0	0	0	0	0	11
12	3,338	-	1,931	835	-	-	187	2	7	-	-	3	334	2	17	0	0	0	0	0	20
13	4,588	-	2,987	954	213	-	85	6	2	-	-	2	334	0	1	0	0	0	0	0	4

### 3 鳥獣保護及び狩猟の適正化対策

#### (1) 概 況

近年、私たちを取りまく自然環境、とりわけ野生鳥獣に対する社会的関心は高まりつつあり、また、シカ等の特定種の著しい増加やクマ等の減少は自然環境の悪化の指標ともいわれており、野生鳥獣の適正な保護管理が強く求められています。

これに伴い、本県としても野生鳥獣の生息環境の変化に対応し、長期的視点に立った計画的鳥獣保護施策を推進するため、第9次鳥獣保護事業計画（平成14年度～平成18年度）に基づき鳥獣保護事業を実施しています。

#### (2) 鳥獣保護区の設定等

##### ア 鳥獣保護区及び同特別保護地区

鳥獣の保護繁殖を図るため、県民の理解のもとに県土の約6%に当たる55箇所23,580haを鳥獣保護区（国設を含む。）として設定し、その保護を図っています。

また、鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護繁殖を図る上で特に重要な地域については、その生息環境を保全するために、23箇所2,829haを特別保護地区（国設を含む。）として指定し、立木の伐採、工作物の設置制限等の規制を設け保全を図っています。（平成13年度末）

##### イ 休 獵 区

狩猟文化の持続性を確保するため、一定の地域において狩猟鳥獣が減少した場合は、必要により休猟区（設定期間3年）に設定しその増加を図っています。

##### ウ 銃猟禁止区域

銃猟による危険等を防止するため、都市周辺、山林に近接した学校住宅地域等に設定していますが、銃器を使用しての狩猟が禁止されているため、鳥獣の保護にも寄与しています。



(3) 鳥獣生息調査等の実施

鳥獣保護施策を講ずる基礎資料とするため、鳥獣生息分布調査、特定鳥獣等保護調査、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査、鳥獣保護区等設定効果測定調査、キジ放鳥効果測定対策等を実施しています。

(4) 鳥獣保護思想の普及啓発

野鳥の生態観察を通じて野鳥に関する知識を深め、野生鳥獣保護思想を図るため、誰もが野鳥と身近に接することができる場として、野鳥の森（名西郡石井町、21ha、年間利用者推定5,000人）の整備を行うとともに、愛鳥週間（5月10日～16日）を中心として探鳥会、愛鳥週間用ポスター原画の募集、等の行事を実施し、鳥獣保護思想の普及啓発に努めています。

(5) 狩猟の適正化

狩猟の適正化及び野生鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護員（42人）その他関係機関の協力を得て取締及び指導を実施するとともに、狩猟者の資質の向上を図るため、狩猟免許試験・更新、狩猟者登録等の機会をとらえて、法令の周知・狩猟者のマナー向上等に努めています。

(6) ニホンジカの保護管理

本県南部地域におけるニホンジカによる農林業被害を低減させるため、平成13年9月、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく特定鳥獣保護管理計画である「徳島県ニホンジカ保護管理計画」を樹立し、同年11月から科学的かつ計画的なニホンジカの保護管理を実施しています。

(7) 捕獲禁止

本県では、狩猟鳥獣のうち、特に個体数が少ないと考えられるキツネを捕獲禁止にしています。

また、全国的にもメスキジ、メスマドリが、一部地域を除いてツキノワグノマ、メスジカが捕獲禁止になっています。

なお、本県では、ニホンジカの適正な保護管理を図るため、平成13年度の猟期から勝浦郡、阿南市、那賀郡（那賀川町、羽ノ浦町を除く。）、海部郡に限りメスジカの捕獲禁止を解除しています。

(8) 有害鳥獣の駆除

農林水産物に被害を与えている鳥獣に対しては、徳島県鳥獣捕獲許可事務実施要領に基づき、猟友会の協力を得て、被害を最小限にとどめるように駆除を実施し、農林水産業の振興に寄与しています。

## 第5節 森 林

### 1 森林計画等

木材等の生産、水資源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全・形成、保健文化的利用等森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林計画制度の適切な運用により健全な森林の維持、造成を図っています。

また、造林、保育、間伐等森林の整備を促進するため、市町村による市町村森林整備計画の樹立、変更及びその実施を推進するとともに、森林施業計画の作成及び認定業務等について適切な指導をしています。

●表 2 3 28 森林資源現況表

国有林	森 林 面 積 (ha)					森林率 (%) 計	民有林の森林蓄積(千 <sup>m</sup> )				
	民 有 林						その他	計	人工林	天然林	計
	人工林	人工林率(%)	天然林	その他	計						
18,875	186,401	63	102,775	4,934	294,110	35	313,020	76	44,499	11,203	55,702

資料：林業振興課「森林資源現況表(平成14年3月31日現在)」

#### (1) とくしま<sup>もり</sup>森林づくり構想

森林は、木材などの林産物の供給はもとより、県土の保全や水源かん養など、私たちに様々な恵みをもたらしています。

21世紀は「環境の世紀」といわれ、森林に対する県民の要請も一層多様化・高度化しています。このような時代の新たな要請に応えるため、平成14年3月、将来を見据えた本県の森づくりの理念となる「とくしま<sup>もり</sup>森林づくり構想」を策定しました。

この構想の実現には、森林所有者や林業・木材関係者だけでなく、森林から様々な恵みを楽しんでいるすべての県民と行政が一体となって、それぞれの役割に応じた取組を展開していくことが求められているところです。

先人が守り、育て、利用してきた森林を公共的な資産として次の時代に引き継いでいくため、また、森林の地球温暖化防止対策への貢献等から、すべての県民が森林への理解を持ち、健全な森林を維持することが必要です。

#### (2) 休養林等整備

都市化の進展による生活環境の変化、日常生活における余暇時間の増大等により森林を対象とする野外レクリエーション活動や自然観察等が活発化しているのに加え、近年、森林の香気を浴びて心身をリフレッシュさせる森林浴が注目されているなど、森林のレクリエーション的及び保健休養的な利用はますます重要性を増しており、休養林等は重要な役割を担っています。

●表2 3 29 休養林等の概要

名 称		所 在 地	面 積	設 定 年 月 日
剣山自然休養林		東 祖 谷 山 村	947.33 <sup>ha</sup>	S46.12.1
		一 宇 村		
		木 沢 村		
県 民 の 森		一 宇 村	127.95	S42.5 ~ S44.9
生 活 環 境 保 全	東 龍 王	徳 島 市	218.44	H3.4
		神 山 町		
	大 川 原	佐 那 河 内 村	52.00	S49.4
	婆 羅 尾	徳 島 市	26.20	S54.4
		勝 浦 町		
	大 地	神 山 町	34.40	S59.4
	竜 王 山	美 馬 町	32.00	S63.4
	柴 小 屋	神 山 町	83.50	S62.4
	南 川	鷲 敷 町	24.80	S62.4
	植 桜	川 島 町	14.20	H1.4
	中 尾 山	木 屋 平 村	58.60	H3.4
	船 窪	山 川 町	26.70	H3.4
	金 清	市 場 町	11.00	H4.4
	土 柱	阿 波 町	11.10	H7.4
	風 呂 ノ 塔	三 加 茂 町	27.00	H10.4
龍 蛇 谷	土 成 町	166.66	H11.4	

資料：林業振興課「平成14年度みどりの要覧」

## 2 森林の保全

### (1) 林地開発許可制度

森林は水源のかん養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能を有しており、森林内において開発行為を行う場合には、森林の有するこれらの役割を阻害しないよう留意することが重要です。

このため県は、地域森林計画区域内の普通森林で、1.0haを超える開発行為に対し、森林法に基づく許認可手続きを求め、その審査及び指導を行っています。

### (2) 保安林

保安林は森林のもつ公益的機能の充実強化に大きな役割を果たしています。平成6年度から県は第5期保安林整備計画（平成6～15年度）に基づき計画的な保安林整備を進めることにしておりますが、平成13年度末現在の県下保安林は102,364haで県下森林面積の約33%を占め、県土の保全に大きく寄与しております。

林地開発の許可及び保安林の解除の状況は表2 3 30のとおりです。

目的	区分	林地開発の許可	保安林の解除
住宅用地	件数		
	面積 (ha)		
ゴルフ場	件数		
	面積 (ha)		
工場・事業場用地	件数		
	面積 (ha)		
土石の採掘	件数	1 (3)	
	面積 (ha)	3 (12)	
道路	件数		7
	面積 (ha)		3.2
その他	件数	2 (4)	3
	面積 (ha)	6 (1)	0.3
計	件数	3 (7)	10
	面積 (ha)	9 (13)	3.5

( ) は変更許可に係るものは変更によって生ずる差引面積が減の場合による。

### 3 松くい虫の防除

本県の松林は主に吉野川流域と海岸林を含む里山地帯に分布しています。

これらの松林は、森林資源としてはもとより、国土の保全、風致・観光等の重要な役目を果たしています。しかしながら、作今の松くい虫の被害によって、資源の減少のみならず自然環境の悪化、国土保全等の公益的機能の低下が危惧されています。県下の松くい虫の被害は、昭和22年頃から見られますが、53年の全国的な高温少雨という異常気象によって被害区域が急激に拡大し、56年には37,340㎡の被害が出ました。その後、次第に減少傾向にあり、近年は、約2,000㎡から5,000㎡で推移していましたが、平成13年には、約1,930㎡に減少しています。

このような中、県及び関係市町村では、「森林病害虫等防除法」に基づき特別防除（薬剤の空中散布）、地上散布、伐倒駆除（被害木の伐倒及び薬剤散布）、特別伐倒駆除（被害木の破砕）等の防除と松林をそれ以外の森林に換える樹種転換等の対策を総合的に推進しています。過去5カ年間の被害発生状況及び防除の推移は表2-3-31のとおりです。

なお、空中散布の実施にあたっては散布区域周辺の昆虫等に対する影響調査を実施し、自然環境への影響も十分配慮しています。

●表 2 3 31 松くい虫被害状況及び防除の推移

年度	9	10	11	12	13
被害材積 (㎡)	4,978	2,305	935	1,323	1,930
特別防除 (面積 ha)	49	39	39	39	39
地上散布 (面積 ha)	43	41	40	40	41
特別伐倒駆除 (材積 ㎡)	205	185	123	137	173
伐倒駆除 (材積 ㎡)	1,645	588	274	473	653
樹種転換 (面積 ha)	25	20	20	10	0

# 第6節 都市環境

## 1 都市環境

都市公園は、都市における緑とオープンスペースにより都市の災害に対する安全性の確保、健康の増進、公害の防止、レクリエーション、スポーツ、文化活動等の需要に対処する多目的機能を有する重要な都市施設の一つです。地震災害時における避難地、避難路、火災の延焼防止の効果、また、レクリエーション等の利用による心身の健康づくり、さらに高齢化社会に対応した住みよい安らぎのある環境の創出とコミュニティの増進に寄与するなど、都市公園は都市環境の改善を進めるうえで、最も有効な役割を果たす施設としてその整備の緊急性はますます高くなっています。

本県の都市公園の開設状況は表2-3-32のとおり合計230カ所400.91haで、都市計画区域内人口当たり面積は6.80㎡/人となっており、全国平均8.35㎡/人（平成14年3月末現在）を下回っています。

このうち、県営の都市公園は表2-3-33のとおりで、既に5公園が開設され、現在は鳴門ウチノ海総合公園、南部健康運動公園の早期供用を目指し、整備促進に努めています。

## 2 風致地区

風致地区は、都市における自然的環境を良好にするために、樹林地、水辺等の自然的要素に富んだ地域等を都市計画に基づき指定し、条例に基づき建築物その他工作物の建設や宅地造成、土地の開墾、建築物の色彩の変更、木材の伐採等の行為に対し風致の維持のために規制を行っています。

平成13年度末における県下の風致地区の指定状況及び平成13年度中の風致地区内における許可等の件数は表2-3-34のとおりとなっています。

今後も、風致地区の適正な維持に取り組んでまいります。

●表2-3-32 都市公園開設面積

（平成13年度末 - H14.3.31現在）

種類 市町名	基幹公園						特殊公園			大規模公園			緩衝 緑地	都市 緑地	合計		都市区 域内 人口 千人	一人当 り公園 面積 ㎡/人														
	住区			都市			風致	動物 植園	その他	広域	レク 都市	国 営			箇所	ha																
	街区	近隣	地区	総合	運動																											
徳島市	89	12.70	4	5.44	3	15.31	2	49.23	1	9.10	3	28.81	2	23.61	1	6.50	1	57.61						10	60.53	116	268.84	264	10.18			
鳴門市	31	6.36	4	7.67			1	10.61	1	25.60	1	3.44											1	1.01	7	5.89	46	60.58	63	9.62		
小松島市	4	0.26																									4	7.54	44	1.71		
阿南市	1	0.10																							2	6.26	3	6.36	40	1.59		
石井町	3	0.40					1	7.18																			4	7.58	27	2.81		
那賀川町	2	0.70																							1	2.20	3	2.90	11	2.64		
羽ノ浦町	13	1.13	2	1.10																					1	0.74	16	2.97	12	2.48		
日和佐町			1	1.30																							1	1.30	4	3.25		
牟岐町	1	0.13					1	5.90																			2	6.03	6	10.05		
松茂町	1	0.05	3	4.36																							4	4.41	14	3.15		
北島町	19	3.14	1	2.12																							20	5.26	20	2.63		
藍住町																											0	0.00	28	0.00		
鴨島町	3	0.61	1	2.35			1	9.20																			5	12.16	26	4.68		
脇町																											0	0.00	15	0.00		
貞光町	1	0.10																									1	0.10	4	0.25		
池田町	3	0.78	1	0.90			1	5.70	1	7.50																	6	14.88	12	12.40		
合計	171	26.46	17	25.24	3	15.31	7	87.82	3	42.20	4	32.25	2	23.61	1	6.50	1	64.89							1	1.01	21	75.62	231	400.91	590	6.80

●表 2 3 33 県営公園の設置状況

(単位: ha)

名 称	所 在 地	公 園 面 積
蔵 本 公 園	徳島市庄町	9.1 ( 9.1 )
新 町 川 公 園	徳島市藍場町外	4.9 ( 4.9 )
鳴門総合運動公園	鳴門市撫養町立岩外	25.8 ( 25.6 )
日峯大神子広域公園	徳島市大原町籠山外	152.2 ( 64.9 )
文化の森総合公園	徳島市八万町向寺山外	40.6 ( 29.2 )
鳴門ウチノ海総合公園	鳴門市鳴門町高島	22.1 ( 0.0 )
南部健康運動公園	阿南市桑野町桑野谷外	70.0 ( 0.0 )
計		324.7 ( 133.7 )

( )は平成14年3月31日現在の供用面積

●表 2 3 34 風致地区の指定状況

(平成14年3月31日現在)

都 市 名	風 致 地 区 の 名 称	面 積 ( ha )	指 定 年 月 日	平成13年度中の許可等の件数	
				許 可	届 出
徳 島 市	眉 山	794	46.10.15	4	4
	城 山	21	"		
	小 松	25	"	2	
	日の峰大神子	182	"		
小 松 島 市	日の峰大神子	78	"		
	金磯弁財天	8	"		
	旗山恩山寺	112	"	1	
計	6	1,220		7	4

## 第7節 天然記念物

### 1 概 要

本県における国・県の指定件数は、動物10件（うち国指定7件）、植物63件（同10件）であり、また、市町村指定の天然記念物の数もおよそ100件を数えています。その範囲は広域にわたっているものもあり、今後の保護行政の在り方は自然環境保全と密接に関連した重要な課題となっています。

なお、県内各地に分布する国・県指定の天然記念物については、県内に配置されている16名の文化財巡視員による文化財パトロールが実施されています。

また、カモシカの分布・生息状況については、平成6年度から2か年計画で特別調査が実施され、前回（昭和63年度、平成元年度実施）に比べ、カモシカの個体数は増加し、分布も剣山を中心にして四国東南部山岳地帯のかなり広い範囲に及んでいると考えられます。

### 2 事業内容

補助事業としては、説明板や標柱の設置、除草などの環境整備のほか、特に植物に関しては必要に応じて土壤改良や害虫駆除等の樹勢回復事業等を実施しています。

また、カモシカに関しては平成14年度から2か年計画で特別調査を実施しているところです。

### 3 保護・保存について

国指定のものは文化財保護法により、また、県指定のものは文化財の保護に関する条例により守られています。天然記念物の周辺の開発や天然記念物に係る事業の施行に際しては、工事の施工方法等について、その保護保存に配慮したものとなるよう関係機関と事前協議を行った上、現状変更の許可申請が必要です。

●表 2 3 35

		国 指 定	県 指 定	計
天 然 記 念 物	地 質 ・ 鉱 物	2	8	10
	動 物	7	3	10
	植 物	10	53	63
	計	19	64	83
名勝・天然記念物		0	2	2

（平成14年10月現在）